

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

公 告

- 農用地利用配分計画の認可 (農業振興課) 一
- 農用地利用配分計画の認可の申請 (同) 一
- 県営土地改良事業計画の縦覧 (農村振興課) 一
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧(六件) (都市計画課) 二
- 財政状況の公表 (財政課) 三
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (契約課) 三
- 選挙管理委員会
- 政治団体の届出 三
- 政治団体の届出事項の異動届 四
- 政治団体の解散届 四
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分) 五
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十四年分) 五
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分) 五
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分) 五
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十七年分) 六
- 資金管理団体の届出事項の異動届 六
- 資金管理団体の指定取消しの届出 六
- 政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成二十五年分) 七

公安委員会

ページ

○宮城県公安委員会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

収用委員会

○国道四十五号平井田事件公示送達

告 示

○宮城県告示第十八十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊一のとおり

二 認可年月日

平成二十七年十二月十八日

○宮城県告示第十九十号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十七年十二月十八日から平成二十八年一月七日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊二のとおり

二 申請年月日

平成二十七年十二月七日

三 縦覧場所

宮城県庁(農林水産部農業振興課)

○宮城県告示第十九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により県営手樽地区土地改良事業農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地防災事業(ため池等整備事業(用排水施設整備工事))計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

一一

七

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年十二月十八日から平成二十八年一月二十五日まで

三 縦覧場所

松島町役場

○宮城県告示第九十二号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画地区計画

2 名称 あけぼの北地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九十三号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画地区計画

2 名称 新蛇田地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九十四号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画地区計画

2 名称 新蛇田南地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九十五号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画地区計画

2 名称 新渡波西地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九十六号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

四十一番地先の水の一部、四十七番地先の水の一部
名取市

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 石巻広域都市計画地区計画
- 2 名称 新渡波地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九十七号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十八日

一 都市計画の種類及び名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 種類 石巻広域都市計画地区計画
- 2 名称 須江地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○財政状況の公表に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第二十三号）第二条第一項の規定により、県の財政状況を別冊三のとおり公表する。

平成二十七年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十二月十八日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市増田四丁目三十六番の一部、三十七番、四十一番、四十三番、四十六番一、四十七番の一部、四十八番の一部、三十六番地先の水の一部、

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る建設工事の名称（仮）姥ヶ懐トンネル工事（平成二十七年宮城県債社道復興十二一四一A〇一号）

- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 平成二十七年十月二十二日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 安藤ハザマ・橋本店・上の組特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社安藤・間東北支店 仙台市青葉区片平一丁目二番三十二号

- 五 落札金額 三十七億五千五百万円（消費税及び地方消費税を除く）
- 六 契約の相手を決定した手続き 一般競争入札

- 七 入札の公告を行った日 平成二十七年八月四日

選挙管理委員会

○宮選管告示第百六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十七年十二月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

板橋美保後援会「な 板橋 美保 板橋 明美 名取市高館熊野堂字岩口下三七一 平成二十七年
でしこ会」 一一一 十一月十三日

植田美枝子後援会 三浦 栄子 植田 紗良 岩沼市栄町一一一 平成二十七年

大久しげみき後援会 大久 照巳 大久 幸枝 名取市愛鳥笠島字北南沢四四 平成二十七年十月二十七日

郷内良治後援会 本郷 満雄 大友きよみ 名取市愛鳥笠島字上北沢五 平成二十七年十一月十三日

佐々木みさ子後援会 木村 溥 森 由雄 遠田郡浦谷町浦谷字上町二五 平成二十七年十一月二日

涌澤義和後援会 涌澤 義和 涌澤 義和 遠田郡浦谷町下郡字石那田三五 平成二十七年十一月二日

○宮選管告示第百六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十七年十二月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党多賀城市支部	小野幸次郎	代表者	小野幸次郎	寺澤 正志	平成二十七年十一月二十五日
自由民主党若林区支部	佐藤 正昭	代表者	佐藤 正昭	菅原 健	平成二十七年十一月一日
自由民主党仙台市区支部連合会	斎藤 範夫	代表者	斎藤 範夫	岡部 恒司	平成二十七年十月八日
		会計責任者の氏名	跡部 薫	加藤 和彦	平成二十七年十月二十三日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
あべまさきを囲む会	宮内 弘晶	主たる事務所の所在地	塩竈市尾島町四一	塩竈市玉川一一	平成二十七年十月一日
井戸まさえ勝手応援	井戸 正枝	主たる事務所の所在地	東京都大田区蒲田五一四六一	多賀城市高崎三一	平成二十七年十月二十七日
大庭まさひろ後援会	大庭 雅寛	主たる事務所の所在地	仙台市泉区八乙女二一六一二	仙台市泉区八乙女中央一四一	平成二十七年十一月一日
佐々木賢司後援会	鈴木 健司	主たる事務所の所在地	大崎市三本木字東浦三五一一	大崎市三本木字東浦九一一	平成二十七年十一月九日

佐々木こうえつ後援会 沼津敬太郎 主たる事務所の所在地 遠田郡美里町字桜木町一三三 平成二十七年十一月十三日

白鳥昭浩後援会 鈴木 清 主たる事務所の所在地 登米市南方町鰯丸八〇一一 平成二十七年十一月二十五日

地域政党富谷町民党 相澤 嘉樹 主たる事務所の所在地 黒川郡富谷町鷹乃杜三一四一一 平成二十七年十一月八日

○宮選管告示第百六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十七年十二月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
みんなの党仙台市議会第5支部	熊澤 孝雄	平成二十六年十一月二十八日
みんなの党亘理町議会第1支部	鈴木 洋子	平成二十六年十一月二十八日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
愛香会	熊谷 敏彦	平成二十七年十一月六日
いたばし美保後援会「なでしこ会」	板橋 美保	平成二十四年一月三十一日
郷内良治後援会（設立届出年月日 平成二十二年六月十日）	本郷 満雄	平成二十七年十一月二日
佐藤ともゆき後援会	佐藤 智之	平成二十七年十一月十三日
柴田町地方自治研究会	丹野 憲彦	平成二十七年十一月二十三日

チームせんだい

熊谷 敏彦 平成二十七年十一月六日

○宮選管告示第百六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年十二月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

いたばし美保後援会「なでしこ会」

報告年月日 27.11.13 (24.1.31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

郷内良治後援会

報告年月日 27.11.2 (27.11.2解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第百六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年十二月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

いたばし美保後援会「なでしこ会」

報告年月日 27.11.13 (24.1.31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

郷内良治後援会

報告年月日 27.11.2 (27.11.2解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第百六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年十二月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

郷内良治後援会

報告年月日 27.11.2 (27.11.2解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第百六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年十二月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（政党の支部）

みんなの党仙台市議会第5支部

報告年月日 27.11.18 (26.11.28解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

みんなの党亘理町議会第1支部

報告年月日 27.11.11 (26.11.28解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

(その他の政治団体)

郷内良治後援会

報告年月日 27.11.2 (27.11.2解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

○宮城県告示第百七十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年十二月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(資金管理団体)

佐藤ともゆき後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 佐藤 智之

資金管理団体の届出に係る公職の種類 山元町議会議員

報告年月日 27.11.19 (27.11.13解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

(その他の政治団体)

愛香会

報告年月日 27.11.9 (27.11.6解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

郷内良治後援会

報告年月日 27.11.2 (27.11.2解散)

- 1 収入総額 0

2 支出総額 0

柴田町地方自治研究会

報告年月日 27.11.24 (27.11.23解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

チームせんだい

報告年月日 27.11.9 (27.11.6解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

○宮城県告示第百七十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十七年十二月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
井戸 正枝	井戸まさえ勝手	主たる事務	東京都大田区蒲田 五-四六-1-1	多賀城市高崎三-1-2-1-5	平成二十七年十月二十七日
守屋 守武	守屋もりたけ後援会	主たる事務	気仙沼市長磯浜二-八-1	気仙沼市松崎高谷 一〇-八	平成二十七年十一月六日

○宮城県告示第百七十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第一号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十七年十二月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出した者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
熊谷 敏彦	愛香会	平成二十七年十一月五日
佐藤 智之	佐藤ともゆき後援会	平成二十七年十一月十三日

○宮選管告示第百七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成二十五年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十六年宮選管告示第百二十四号の一部を次のとおり改める。

平成二十七年十二月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

自由民主党宮城県支部連合会の平成二十五年分収支報告書の要旨の

7 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳中

「この街仙台が好き」フォーラム 400,000円

仙台市青葉区「ささのぼり」

「自由民主党宮城県第四選挙区支部 450,000円

塩竈市「さくら」

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第13号

宮城県公安委員会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月18日

宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正

宮城県公安委員会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県公安委員会個人情報保護条例施行規則（平成17年宮城県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同条中第3号を第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）が請求し、又は開示を受ける場合当該任意代理人に係る第1号に定める書類及び本人の押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（開示を受ける場合を除く。）

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

（表面）

個人情報開示請求書

宮城県公安委員会 殿

年 月 日

請求者 住 所
氏 名
電話番号

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
個人情報保護条例第17条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

（知りたい情報の内容を具体的に記入願います。）

開示の方法	1 閲覧・視聴	2 写しの交付・複製物の供与	3 1及び2
開示請求に係る個人情報内容	(知りたい情報の内容を具体的に記入願います。)		
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 (任意代理人については、特定個人情報の開示請求の場合に限る。)	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 遺族	<input type="checkbox"/> 遺族

個人情報の本人の状況等（法定代理人、任意代理人又は遺族による請求の場合）	本人の状況（法定代理人による請求の場合）		本人との関係（遺族による請求の場合）			
	本人の住所	本人の氏名	配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）	親子	父母	祖父母
個人情報保護条例第17条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。	本人の住所	本人の氏名	<input type="checkbox"/> 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）	<input type="checkbox"/> 親子	<input type="checkbox"/> 父母	<input type="checkbox"/> 祖父母
任意代理人からの請求の場合には、次の欄にも記入してください。	本人の住所	本人の氏名	<input type="checkbox"/> 未成年者	<input type="checkbox"/> 成年被後見人	<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹	

私は、本件開示請求に係る権限を本件請求者（氏名： ）に委任します。

年 月 日

住所

氏名

㊟ （表印を押印してください。）

※ 次の欄には記入しないでください。

請求者等確認	
担当課	
個人情報内容	
備考	

(裏面)

- 注1 請求の際は、本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）の提出又は提示が必要です。
- 2 法定代理人又は遺族が請求する場合は、注1の書類のほか本人との関係を証明するために必要な書類（戸籍謄本等）の提出又は提示が必要です。
- 3 任意代理人が請求する場合は、注1の書類の提出又は提示が必要となるほか、開示を請求するときに本人の押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の提出が必要です。
- 4 法人が請求する場合は、本人との関係を証明するために必要な書類及び法人の社員であることを証明する書類（身分証明書等）並びに社員にあっては、法人の委任状の提出又は提示が必要です。
- 5 個人情報報の本人が死者である場合は、「本人の住所」欄には死亡時の住所を、「本人の氏名」欄には死者の氏名を記入してください。
なお、この場合、「電話番号」欄の記入は不要です。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号 (第14条関係)

(表面)

個人情報訂正請求書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

請求者 住 所 氏 名

電話番号

(法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

1項の規定により、次のとおり訂正を請求します。

開示を受けた年月日	年 月 日
開示を受けた個人情報の内容	
訂正を求めるところ	
訂正を求めるところ	

請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 (任意代理人については、特定個人情報の訂正請求の場合に限る。)	<input type="checkbox"/> 遺族
個人情報の本人の状況等 (法定代理人、任意代理人又は遺族による請求の場合)	本人の状況 (法定代理人による請求の場合)	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人
	本人との関係 (遺族による請求の場合)	<input type="checkbox"/> 配偶者 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。) <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹
	本人の住所	
	本人の氏名	
	本人の電話番号	

任意代理人からの請求の場合には、次の欄にも記入してください。

私は、本件訂正請求に係る権限を本件請求者 (氏名：) に委任します。

年 月 日

住所 氏名 (実印を押印してください。)

※ 次の欄には記入しないでください。

請求者等確認	
担当課	
備考	

(裏面)

- 注1 請求の際は、本人であることを証明する書類 (個人番号カード、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等) の提出又は提示が必要です。
- 2 法定代理人又は遺族が請求する場合は、注1の書類のほか本人との関係を証明するために必要な書類 (戸籍謄本等) の提出又は提示が必要です。
- 3 任意代理人が請求する場合は、注1の書類の提出又は提示が必要となるほか、訂正を請求するときに本人の押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の提出が必要です。
- 4 法人が請求する場合は、本人との関係を証明するために必要な書類及び法人の社員であることを証明する書類 (身分証明書等) 並びに社員にあっては、法人の委任状の提出又は提示が必要です。
- 5 個人情報の本人が死者である場合は、「本人の住所」欄には死亡時の住所を、「本人の氏名」欄には死者の氏名を記入してください。
- なお、この場合、「電話番号」欄の記入は不要です。

様式第16号を次のように改める。

様式第16号 (第17条関係)

(表面)

個人情報利用停止請求書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

請求者 住 所
氏 名
電話番号

(法人その他の団体にあっては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付付けで開示決定があった個人情報について、個人情報保護条例第34条第
1項の規定により、次のとおり利用停止を請求します。

開示を受けた年月日	年 月 日
開示を受けた個人情報の内容	
利用停止請求の内容	
利用停止請求の理由	

請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 (任意代理人については、特定個人情報の利用停止請求の場合に限る。)	<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 任意代理人	<input type="checkbox"/> 遺 族
個人情報の本人の状況等(法定代理人、任意代理人又は遺族による請求の場合)	本人の状況(法定代理人による請求の場合)	<input type="checkbox"/> 未成年者	<input type="checkbox"/> 成年被後見人	
	本人との関係(遺族による請求の場合)	<input type="checkbox"/> 配偶者	(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)	<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹
	本人の住所	<input type="checkbox"/> 子	<input type="checkbox"/> 父母	<input type="checkbox"/> 祖父母
	本人の氏名			
	本人の電話番号			

任意代理人からの請求の場合には、次の欄にも記入してください。

私は、本件利用停止請求に係る権限を本件請求者(氏名：)に委任します。
 年 月 日
 住所
 氏名

㊟ (実印を押印してください。)

※ 次の欄には記入しないでください。

請求者等確認	
担当課	
備考	

(裏面)

- 注1 請求の際は、本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）の提出又は提示が必要です。
- 2 法定代理人又は遺族が請求する場合は、注1の書類のほか本人との関係を証明するために必要な書類（戸籍謄本等）の提出又は提示が必要です。
- 3 任意代理人が請求する場合は、注1の書類の提出又は提示が必要となるほか、利用停止を請求するときに本人の押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の提出が必要です。
- 4 法人が請求する場合は、本人との関係を証明するために必要な書類及び法人の社員であることを証明する書類（身分証明書等）並びに社員にあっては、法人の委任状の提出又は提示が必要です。
- 5 個人情報報の本人が死者である場合は、「本人の住所」欄には死亡時の住所を、「本人の氏名」欄には死者の氏名を記入してください。
なお、この場合、「電話番号」欄の記入は不要です。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第十五号

国道四十五号平井田事件について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定に基づき通知すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

平成二十七年十二月十八日

宮 城 県 収 用 委 員 会

一 通知すべき書類

平成二十七年十二月十一日付け宮収第五十号通知文

平成二十七年十二月七日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

二 通知を受けるべき者

大澤 博明 住所・常居所不明 ただし、住民票上の住所「東京都豊島区池袋三丁目三番一六号

ネスト要三〇一号」